



臨床検査技師の行う採血行為とその条件

日臨技名誉会員 佐藤 乙一

臨技が特例業務として行っている人体からの“検査用採血”については、法改正時直接筆者も担当していたことと、私著臨技教科書（関係法規）にも詳記していることもあって立法当時から今日まで多くの質問を受けている。

旧厚生省当時の医事課は個人直接の文書質問にも丁寧に回答された時代があり、その回答コピーを直接筆者に送付してこられ、日衛技との約束正否を問われたこともあった。また、技師会員の要望に応え、病院幹部向け専門誌に本件の詳細を掲載したが、その解説の正しいことを前記医事課で証明、同時掲載していただいたこともある（雑誌“病院” Vol.33No.2.1974）。採血問題は臨技にとってそれだけ重要かつ深刻にとらえていたのである。

当然のことではあるが法改正のあった昭和 45 年当時と現在では医学、医療の内容が天と地ほど異なる発展を遂げており、本件採血問題も例外ではない。

そもそも法律そのものは容易に改正出来ないため大雑把に定められており、具体的な施行は政令や省令および口頭を含む行政指導に任されている。行政指導は法令に規定されていないことも非権力的に指示または助言され経年改正も多いが、採血問題も立法当時からみてその変化は甚だしい。

以下、私見を含めこれまで多くあった質問の一部をまとめて質疑形式で紹介し、ご参考に供したい。

- 1) 採血は「医師の具体的指導を受ける」とあるがその内容は？また受けないときは？
技師法第 20 条の 2 は「医師、歯科医師の具体的指示を受ける」旨定められており、この内容は通知で例示し「採血の方法、部位、採血量等」であるとしている（昭 45.12.3.医発第 1416 号第 4 の 6）
なお具体的な指示ではなく単に採血伝票指示のみで行ったため処罰されたという司法当局の判断は見聞したことがない。ただし医療関係者が医療事故を発生させたときは医師の指示方法や内容を問われ、その内容にいちじるしい誤りがあれば指示医か、指示医と行為者が共に責任を問われたような例は多い。（平 17.11.15.最高裁判他多数）
- 2) 臨技の行う採血が検査用に限定されているというが法律のどこにあるのか？
技師法第 11 条の（）内に（同条に規定する検査のための血液を採る行為で政令で定めるもの）とされ、臨技法政令第 8 条は「……政令第 11 条で定める行為は耳朶、指頭及び足蹠の毛細管並びに肘静脈、手背及び足背の表在静脈その他四肢からの表在静脈から血液を採取する行為」とし、採血できる部位まで具体的に定めている。
- 3) 1 回の採血量は 20m l を超えると罰せられるのか？
法律や政・省令の中に 1 回の採血量を定めた条文はない。あるのは通達のなかに「…1 回あたりの採血量が 20m l 以内であることを原則…」とされている（昭 45.12.3.医発第 1416 号第 4 の 6）。罪と罰は特別の場合を除き法律の中でなければ定められないこととされており、これを罪刑法定主義という。したがってこの『20m l は“原則”であるから一応の目安』と考えてよい。（昭 47.10.厚生省医事課長説明。他）ゆえに刑罰はない。
- 4) 採血ミスで臨技が刑事責任を問われたことがあるか？
筆者の知っている限りではない。文献上でもないようである（‘99.5.22. 医事新報 No.3917）。しかし民事責任で損害賠償や慰謝料を払った事例の多いことはご存知のとおりである。民事責任は蓋然性（多分そうであろうとする裁判官の心証）で決るが、刑事責任は「100%そのことによって発生した事案であることが条件」となる。また因果関係論があったり、本当に患者が訴えているとおりの障害があるかどうかを立証するのはむずかしいからであろう。看護婦（師）の採血では有名な採血機取扱いミス判決がある。（昭 48.5.30.東京高裁判）。
- 5) 看護師不足のため医療用の採血も行っているが本当に違法行為になるのか？
違法行為だと思う。臨技の行える範囲は前掲 2) のとおりである。学説、判例によれば業として行っている場合にはその行為内容により医師法か保助看法違反を問われるのではあるまいか。
- 6) 無資格者が生理検査や採血を業として行っても技師法には罰則がないから行ってもよいのでは？
ご指摘のとおりである。ただしこれらの行為は医師の指示を受けて行うかぎり診療の補助となるから保助看に戻り同法第 43 条（懲役や罰金）が適用されることとなる（厚生省、石本他：関係法規、1981）
- 7) 血液検査室での採血を見て医療監視員は採血室を作れと指摘したがどこに定めてあるか？
採血は医療を行う場所つまり病院、診療所内で行うとし、特段の定めはない（医療法第 1 条の 5.前掲 3) の通知第 4 の 5)
- 8) 採血は本当に医行為か？
改題略称安全血液供給法第 30 条は「業として人体から採血する行為は目的の如何を問わず医師法第 17 条に定める医業とする」と定め違反者は医師法により 3 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられることとなっている。（医師法第 30 条）